

そもそも内閣府には"原子力基本法"や"原子力委員会及び原子力安全委員会設置法"に基づき「原子力委員会」と「原子力安全委員会」が設置されており、前者は、原子力政策に関し《安全の確保に関する事項》以外を取り扱い、「原子力安全委員会」は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、《安全の確保に関する事項》を所掌する。

日本の法律では、原子力の安全に関する企画、審議、決定は「原子力委員会」と「原子力安全委員会」が行なうことを明確に規定しているのに対し、経済産業省原子力安全・保安院は事務取り扱い機関でしかない。保安院には安全性を保障する権限や、安全対策評価の決定権がないはずだ。

そこでさっそく法律を当たってみた。

まず、保安院の所掌事務は経産省設置法にある。

経産省設置法

第二十条 資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

3 原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十七号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。

それで第四条第一項のこれらの号を抜き出すと、次のようになっている。

第四条第一項 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

五十七 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。

五十八 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。

五十九 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。

六十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

六十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき経済産業省に属させられた事務

確かに「安全の確保に関すること」ということばがあることはある。しかしこれだけでは安全を認証する権限があるかどうか不明だ。

そこで原子力委員会や原子力安全委員会について見てみる。該当部分を抜き出す。

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法
（所掌事務）

第十三条 原子力安全委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

一 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。

二 核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制に関すること。

こちらでは「安全の確保」にさらにそのための「規制」を扱うとある。これは明らかに保安院より上だ。

一つの規制権限に複数の役所が同等に関与できることはあり得ない。つまり保安院の「安全宣言」はそもそも法的に無効なのだ。「住民説明会」を開くまでもない。それをやるべきなのは、保安院ではなく、安全委員会なのだ。もちろんそのためのカバン持ちでついてくるのは構わないが。

原子力安全・保安院出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

移動：案内，検索

日本の行政官庁

原子力安全・保安院

げんしりよくあんぜんほあんいん

原子力安全・保安院が設置される

経済産業省総合庁舎別館

院長 寺坂信昭

次長 平岡英治

組織

上部組織 資源エネルギー庁

内部部局 企画調整課、原子力安全広報課、原子力安全技術基盤課、原子力安全特別調査課、原子力発電安全審査課、原子力発電検査課、核燃料サイクル規制課、核燃料管理規制課、放射性廃棄物規制課、原子力防災課、保安課、電力安全課、ガス安全課、液化石油ガス保安課、鉱山保安課

地方機関 産業保安監督部、産業保安監督事務所、原子力保安検査官事務所

概要

所在地 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

定員 803名

(本院443名、監督部等360名)

(2007年10月)

年間予算 376億4000万円[1]

(2008年度)

設置 2001年1月6日

前身 科学技術庁原子力安全局の原子力安全部門、通商産業省環境立地局の産業保安部門、資源エネルギー庁の原子力安全部門・産業保安部門

原子力安全・保安院

表・話・編・歴

原子力安全・保安院（げんしりよくあんぜん・ほあんいん、英語：Nuclear and Industrial Safety Agency、NISA）は、日本の官公庁のひとつで、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関[2]。資源エネルギー庁の特別の機関である。

目次 [非表示]

- 1 概要
- 2 任務
- 3 エネルギー行政の変遷
 - 3.1 中央省庁再編前の所掌
 - 3.2 中央省庁再編後の所掌
 - 3.2.1 地方機関
 - 3.2.2 検査事務
 - 3.3 経済産業省からの分離再編
- 4 組織
- 5 歴代院長
- 6 脚注
- 7 関連項目
- 8 外部リンク

概要 [編集] 経済産業省の一機関であり、法令上の位置付けは「資源エネルギー庁の特別の機関」とされる。

2001年（平成13年）1月6日、中央省庁再編の際に新設され、初代院長には佐々木宜彦が就任した。東京都千代田区霞が関の本院の下、地方機関として、全国の所要の地に産業保安監督部、原子力保安検査官事務所などが置かれている。

任務 [編集]原子力安全・保安院は、次の各号に掲げる事務をつかさどっている[3]。

1. 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。
2. エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。
3. 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。
4. 所掌事務に係る国際協力に関すること。
5. 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき経済産業省に属させられた事務
このように、本院は「原子力安全」と「産業保安」とが主な所掌事務で、決して原子力関係のみを専門としている組織ではない。原子力、電力、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス、火薬、鉱山関係の施設や産業活動の安全規制、保安を所管し、これらの施設に対しては必要に応じて、立入検査、報告徴収、改善命令等を行うことがで

きる。

エネルギー行政の変遷 [編集] 中央省庁再編前の所掌
[編集] 中央省庁再編前は、関係する行政事務は次のように分散して所掌されていた。

原子力安全

科学技術庁原子力安全局の所掌事務

資源エネルギー庁の所掌する原子力発電施設の安全に関する事務

産業保安

通商産業省環境立地局の所掌する、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、鉱山の保安に関する事務

資源エネルギー庁の所掌する、電気工作物、都市ガス、熱供給の保安に関する事務

中央省庁再編後の所掌 [編集] 上記の中央省庁再編前の所掌のうち、科学技術庁原子力安全局が所掌していた事務の中で試験研究用原子炉についての安全規制など一部の事務は文部科学省が承継したが、その他については新たに設置された原子力安全・保安院が一元的に所掌することとしたものである。

地方機関 [編集] 地方機関については当初は一元化せず、旧通商産業省の地方支分部局だった鉱山保安監督部を原子力安全・保安院の地方機関として移行させ、産業保安事務のうち鉱山保安のみを引き続き所管し、その他

の産業保安事務については各経済産業局が引き続き所管していた。2005年4月1日に鉱山保安監督部を改組して経済産業局から鉱山保安以外の産業保安事務を移管承継し、これら産業保安事務を一元的に所管する産業保安監督部を設置した。

検査事務 [編集]原子力施設に対する検査事務のうち、専門的実務的検査については自ら行わず公益法人に第三者委託されていたが、公益法人制度改革の流れの中で行政委託型公益法人のあり方が見直され、これら一部の検査事務を原子力安全・保安院から切り離し独立行政法人に行わせることとなり、2003年10月1日に新たに独立行政法人原子力安全基盤機構が設立され業務が移管された。

経済産業省からの分離再編 [編集] この節は現在進行中の事象を扱っています。記事の内容は最新の情報を反映していない可能性があります。貼付した年月を date=yyyy年m月 と指定してください。

2011年（平成23年）3月30日、菅直人首相は、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力利用を推進する経済産業省から原子力安全・保安院を分離できるかどうか検討する方針を固めた。内閣府への移管や総務省消防庁との再編が検討されている[4]。

組織 [編集]

原子力安全・保安院が設置される経済産業省総合庁舎別館の銘板院長

次長

審議官（核燃料サイクル担当、実用炉担当、原子力安全基盤担当、産業保安担当各1名）

首席統括安全審査官

企画調整課

国際室

原子力安全広報課

原子力安全技術基盤課

原子力安全特別調査課

原子力発電安全審査課

原子力発電検査課

核燃料サイクル規制課

核燃料管理規制課

放射性廃棄物規制課

原子力防災課

保安課

電力安全課

ガス安全課

液化石油ガス保安課

鉱山保安課

産業保安監督部（地方機関）

歴代院長 [編集] 佐々木宜彦 - 2001年1月

松永和夫 - 2004年6月

広瀬研吉 - 2005年9月

薦田康久 - 2007年7月

寺坂信昭 - 2009年7月

この節は執筆中です。加筆、訂正して下さる協力者を求めています。

脚注 [\[編集\]](#) [\[ヘルプ\]](#)

1.^ 原子力安全・保安院『平成20年度原子力安全・保安院関係予算案の概要』2007年12月。

2.^ 経済産業省設置法（平成11年法律第99号）20条2項。

3.^ 経済産業省設置法20条3項、4条1項57号から59号まで、62号及び64号。

4.^ 『原子力安全・保安院：経産省から分離...新たな規制機関へ』毎日新聞

関連項目 [\[編集\]](#) [経済産業省](#)

[資源エネルギー庁](#)

[原子力委員会](#)

[原子力安全委員会](#)

[原子力安全基盤機構](#)（独立行政法人）

[日本原子力研究開発機構](#)（独立行政法人）

[原子力安全研究協会](#)（財団法人）

[日本原子力産業協会](#)（社団法人）

外部リンク [\[編集\]](#) [原子力安全・保安院](#)

「[経済産業省と原子力行政](#)」（[原子力百科事典](#)
[ATOMICA](#)）

[隠す]表・話・編・歴 経済産業省

幹部 経済産業大臣 - 経済産業副大臣 - 経済産業大臣政務官 - 経済産業事務次官 - 経済産業審議官

内部部局 大臣官房 - 経済産業政策局（調査統計部）
- 通商政策局（通商機構部） - 貿易経済協力局（貿易管理部）
- 産業技術環境局 - 製造産業局 - 商務情報政策局

審議会等 産業構造審議会 - 消費経済審議会 - 日本工業標準調査会 - 計量行政審議会 - 独立行政法人評価委員会 - 輸出入取引審議会 - 化学物質審議会

施設等機関 経済産業研修所

特別の機関 原子力安全・保安院（資源エネルギー庁の特別の機関）

地方支分部局 経済産業局

外局 資源エネルギー庁 - 特許庁 - 中小企業庁

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 - 経済産業研究所 - 工業所有権情報・研修館 - 日本貿易保険 - 産業技術総合研究所 - 新エネルギー・産業技術総合開発機構 - 日本貿易振興機構 - 原子力安全基盤機構 -

情報処理推進機構 - 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構 - 水資源機構

特殊法人 日本アルコール産業株式会社 - 株式会社商
工組合中央金庫

関連項目 経済産業省設置法 - 商工省

原子力安全・保安院
日本の行政官庁

原子力安全・保安院
げんしりよくあんぜんほあんいん

原子力安全・保安院が設置される
経済産業省総合庁舎別館

院長 寺坂信昭

次長 平岡英治

組織

上部組織 資源エネルギー庁

内部部局 企画調整課、原子力安全広報課、原子力安全
技術基盤課、原子力安全特別調査課、原子力発電安全審
査課、原子力発電検査課、核燃料サイクル規制課、核燃

料管理規制課、放射性廃棄物規制課、原子力防災課、保安課、電力安全課、ガス安全課、液化石油ガス保安課、
鉱山保安課

地方機関 産業保安監督部、産業保安監督事務所、原子力保安検査官事務所

概要

所在地 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

定員 803名

(本院443名、監督部等360名)

(2007年10月)

年間予算 376億4000万円[1]

(2008年度)

設置 2001年1月6日

前身 科学技術庁原子力安全局の原子力安全部門、通商産業省環境立地局の産業保安部門、資源エネルギー庁の原子力安全部門・産業保安部門

原子力安全・保安院

表・話・編・歴

原子力安全・保安院（げんしりょくあんぜん・ほあんいん、英語：Nuclear and Industrial Safety Agency、NISA）は、日本の官公庁のひとつで、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関[2]。資源エネルギー庁の特別の機関である。

目次 [目次を表示する]

1 概要

2 任務

3 エネルギー行政の変遷

3.1 中央省庁再編前の所掌

3.2 中央省庁再編後の所掌 3.2.1 地方機関3.2.2

検査事務

3.3 経済産業省からの分離再編

4 組織

5 歴代院長

6 脚注

7 関連項目

8 外部リンク

.....

[編集] 概要

経済産業省の一機関であり、法令上の位置付けは「資源エネルギー庁の特別の機関」とされる。2001年（平成13年）1月6日、中央省庁再編の際に新設され、初代院長には佐々木宜彦が就任した。東京都千代田区霞が関の本院の下、地方機関として、全国の所要の地に産業保安監督部、原子力保安検査官事務所などが置かれている。

[編集] 任務

原子力安全・保安院は、次の各号に掲げる事務をつかさ

どっている [3]。

1. 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。
2. エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。
3. 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。
4. 所掌事務に係る国際協力に関すること。
5. 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき経済産業省に属させられた事務
このように、本院は「原子力安全」と「産業保安」とが主な所掌事務で、決して原子力関係のみを専門としている組織ではない。原子力、電力、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス、火薬、鉱山関係の施設や産業活動の安全規制、保安を所管し、これらの施設に対しては必要に応じて、立入検査、報告徴収、改善命令等を行うことができる。

【編集】 エネルギー行政の変遷

【編集】 中央省庁再編前の所掌

中央省庁再編前は、関係する行政事務は次のように分散

して所掌されていた。

原子力安全

科学技術庁原子力安全局の所掌事務

資源エネルギー庁の所掌する原子力発電施設の安全に関する事務

産業保安

通商産業省環境立地局の所掌する、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、鉱山の保安に関する事務

資源エネルギー庁の所掌する、電気工作物、都市ガス、熱供給の保安に関する事務

【編集】 中央省庁再編後の所掌

上記の中央省庁再編前の所掌のうち、科学技術庁原子力安全局が所掌していた事務の中で試験研究用原子炉についての安全規制など一部の事務は文部科学省が承継したが、その他については新たに設置された原子力安全・保安院が一元的に所管することとしたものである。

【編集】 地方機関

地方機関については当初は一元化せず、旧通商産業省の地方支分部局だった鉱山保安監督部を原子力安全・保安院の地方機関として移行させ、産業保安事務のうち鉱山保安のみを引き続き所管し、その他の産業保安事務については各経済産業局が引き続き所管していた。2005年4月1日に鉱山保安監督部を改組して経済産業局から鉱山

保安以外の産業保安事務を移管承継し、これら産業保安事務を一元的に所管する産業保安監督部を設置した。

【編集】 検査事務

原子力施設に対する検査事務のうち、専門的実務的検査については自ら行わず公益法人に第三者委託されていたが、公益法人制度改革の流れの中で行政委託型公益法人のあり方が見直され、これら一部の検査事務を原子力安全・保安院から切り離し独立行政法人に行わせることとなり、2003年10月1日に新たに独立行政法人原子力安全基盤機構が設立され業務が移管された。

【編集】 経済産業省からの分離再編

この節は現在進行中の事象を扱っています。記事の内容は最新の情報を反映していない可能性があります。貼付した年月を `date=yyyy年m月` と指定してください。

2011年（平成23年）3月30日、菅直人首相は、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力利用を推進する経済産業省から原子力安全・保安院を分離できるかどうか検討する方針を固めた。内閣府への移管や総務省消防庁との再編が検討されている[4]。

〔編集〕 組織

原子力安全・保安院が設置される経済産業省総合庁舎別館の銘板院長

次長

審議官（核燃料サイクル担当、実用炉担当、原子力安全基盤担当、産業保安担当各1名）

首席統括安全審査官

企画調整課

国際室

原子力安全広報課

原子力安全技術基盤課

原子力安全特別調査課

原子力発電安全審査課

原子力発電検査課

核燃料サイクル規制課

核燃料管理規制課

放射性廃棄物規制課

原子力防災課

保安課

電力安全課

ガス安全課

液化石油ガス保安課

鉱山保安課

産業保安監督部（地方機関）

【編集】 歴代院長

佐々木宜彦 - 2001年1月

松永和夫 - 2004年6月

広瀬研吉 - 2005年9月

薦田康久 - 2007年7月

寺坂信昭 - 2009年7月

この節は執筆中です。加筆、訂正して下さる協力者を求めています。

【編集】 脚注

【ヘルプ】

1.^ 原子力安全・保安院『平成20年度原子力安全・保安院関係予算案の概要』2007年12月。

2.^ 経済産業省設置法（平成11年法律第99号）20条2項。

3.^ 経済産業省設置法20条3項、4条1項57号から59号まで、62号及び64号。

4.^ 『原子力安全・保安院：経産省から分離...新たな規制機関へ』毎日新聞

【編集】 関連項目

経済産業省

資源エネルギー庁

原子力委員会

原子力安全委員会

原子力安全基盤機構（独立行政法人）

日本原子力研究開発機構（独立行政法人）

原子力安全研究協会（財団法人）

日本原子力産業協会（社団法人）